

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで

私は、結婚後に国民年金に加入し、免除申請をしていた時期を除いて国民年金保険料を納めてきた。ところが年金記録を確認したところ、2年間も未納期間となっていた。

申請免除していると年金額が減額されることが分かったので、申請免除をやめて保険料を納め、また、市役所で保険料をさかのぼって納付すると、年金額が増えると教えてもらい、何度かまとめて保険料を納めたこともある。

仮に保険料を納めていなかった時期があったとしても、未納のままにしておくことはなかったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料を免除にしてもらおうと年金額が減額されるので、免除申請を行うことをやめて申立期間の保険料を納付書で納めていたとしているところ、戸籍の附票から申立期間当時の住所に変更がないことが確認できる上、市によると、免除申請を行っていない場合には納付書を送付していたとしており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、申立期間ごろの保険料を約10万円ずつ何度かに分けて納めたとしているところ、国（厚生労働省）及び市の記録から、申立期間の前後の期間に過年度納付及び免除保険料の追納を行ったことが確認でき、それぞれの納付金額はおおむね10万円前後である上、申立期間の保険料を1年間分ずつ2回に分けて納付した場合の保険料額はそれぞれ10万円弱となり、申立内容とも一致する。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦二人合わせて1か月当たり30万円

から 40 万円ぐらいの収入があったとしており、保険料を納付することは経済的に可能であったと推認される上、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて納付済みとなっていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるも不自然さはいかたがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私が20歳になる昭和43年ごろ、母親が市役所の担当者に年金の加入について問い合わせたところ、「学生は年金制度には加入できない。」と説明を受けた。何度も確認したが、加入できないとの返事であった。このため、大学卒業後の昭和46年4月に国民年金に加入した。加入手続については記憶していないが、定期的に保険料を徴収に来ていた市役所の担当者が加入手続を行っていたと認識している。

保険料については、両親が、定期的に事務所（自宅）に集金に来る市役所の担当者に家族単位で現金で納付していた。申立期間について、両親の保険料は納付済みとなっており、私の分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者原票によると、その直前の昭和49年4月から51年3月までの2年間の保険料を50年12月に一括で納付していることが確認できる上、申立期間②の直後である52年4月からの国民年金加入期間については、保険料をすべて納付していることが確認できる。また、市が保管する収滞納一覧表により、納付書が発行されていたことが確認できることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保

険者資格の取得日から、申立人が加入手続を行った時点は昭和49年10月ごろと推認され、この時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人には、特例納付等により、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い上、申立人が昭和46年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成3年4月上旬から数回、市の職員の訪問を受け、「20歳になったら国民年金へは強制加入です。」と言われ、国民年金に加入することを勧奨された。同月下旬に訪問を受けた際、私は不在であったが、それまでの強い勧めもあったので、母親が事前に保険料を準備し、私の国民年金への加入手続を行った上、20歳になった2年4月から4年3月までの2年間の保険料を一括納付した。母親は納付した保険料の金額について20数万円と記憶している。

ところが、年金記録では、保険料を納付した2年間のうち、申立期間が未納とされ、平成3年4月から4年3月までの納付記録しかみられない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人に係る国民年金への加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和48年11月に国民年金に任意加入した以降、65歳まで任意加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金に対する加入意識や納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母親は、平成3年4月下旬に申立人の加入手続を行った上、2年4月から4年3月までの2年間の保険料として、事前に準備していた20数万円の金額を一括納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、3年5月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、同年4月から4年3月までの保険

料が3年4月30日に納付されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立内容と一致し、申立内容には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、加入手続きを行ったと推認される上記の時点においては、申立期間の保険料についても現年度納付することが可能である上、申立人の母親が納付したとする金額は、申立期間を含む平成2年4月から4年3月までの2年間の保険料額(20万6,190円)とほぼ一致し、申立期間の保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年9月まで
② 昭和62年1月から63年3月まで

会社を退職後、病気のため遅れて国民年金の加入手続きを行い、アルバイトをしながら、お金がたまった段階で数か月分かの保険料をまとめて定期的に納付していた。しかし、「ねんきん特別便」を見ると、A市在住時に納付していたはずの記録が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人に国民年金への加入を勧めたとする母親は、昭和43年2月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和63年10月12日に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間②は過年度納付が可能であったことがうかがえる。

さらに、申立期間②の前後は保険料が納付済みであり、申立人の生活状況には大きな変化が認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私は、20 歳になった昭和 58 年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。保険料の金額に記憶は無いが、その前後の期間を納めているのに、申立期間が未納となっていることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に自身で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し続けていたとしているところ、オンライン記録から、申立人が 20 歳になった直後の昭和 58 年*月に、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間は 9 か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて働いており、国民年金保険料を納付することに、経済的に問題は無かったとしている上、転居等、生活状況に大きな変化は無かったことがうかがえることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から56年3月まで

私は、昭和57年1月の結婚を機に役場で国民年金の相談をしたところ、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度の説明を聞いたので、同日に国民年金の加入手続をし、後日に送付された納付書で、夫婦二人分で約25万円の保険料を役場の窓口で納付した。

ところが、年金記録問題があつて、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、昭和47年5月から56年3月までの年金記録が未納になっていることが分かったが、社会保険事務所及び役場では、当時の資料も無いと回答されるなど、未納という年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月の結婚を機に同年2月に役場で夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたとしており、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、同年3月8日に夫婦連番で同手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と一致している。

また、申立人は、後日に送付された納付書で申立人及びその妻の国民年金保険料を合わせて約25万円納付したとしているところ、申立人夫婦が加入手続をしたとする昭和57年2月ごろに納付できる国民年金保険料は、昭和56年度の現年度保険料に加えて55年1月から56年3月までの過年度保険料であり、その保険料の夫婦二人分の総額は約22万円であることから、申立人の主張とおおむね一致している上、オンライン記録によると、申立人夫婦は昭和57年

度の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、確認できる収納日を見ても、そのほとんどの期間の保険料を夫婦同日に納付していることが確認でき、国民年金に加入してからの申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間のうち、過年度納付が可能である昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料については、加入手続を行った直後に送付された納付書で、夫婦一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 54 年 12 月までの保険料については、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったとする 57 年 2 月において、時効により納付できない期間である上、特例納付による保険料の納付もできなかった期間であることから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から56年3月まで

私は、昭和57年1月の結婚を機に役場で国民年金の相談をしたところ、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度の説明を聞いたので、同日に国民年金の加入手続をし、後日に送付された納付書で、夫婦二人分で約25万円の保険料を役場の窓口で納付した。

ところが、年金記録問題があつて、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、昭和52年12月から56年3月までの年金記録が未納になっていることが分かったが、社会保険事務所及び役場では、当時の資料も無いと回答されるなど、未納という年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月の結婚を機に同年2月に役場で夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたとしており、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、同年3月8日に夫婦連番で同手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と一致している。

また、申立人は、後日に送付された納付書で申立人及びその夫の国民年金保険料を合わせて約25万円納付したとしているところ、申立人夫婦が加入手続をしたとする昭和57年2月ごろに納付できる国民年金保険料は、昭和56年度の現年度保険料に加えて55年1月から56年3月までの過年度保険料であり、その保険料の夫婦二人分の総額は約22万円であることから、申立人の主張とおおむね一致している上、オンライン記録によると、申立人夫婦は昭和57年

度の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、確認できる収納日を見ても、そのほとんどの期間の保険料を夫婦同日に納付していることが確認でき、国民年金に加入してからの申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間のうち、過年度納付が可能である昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料については、加入手続を行った直後に送付された納付書で、夫婦一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月から 54 年 12 月までの保険料については、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったとする 57 年 2 月において、時効により納付できない期間である上、特例納付による保険料の納付もできなかった期間であることから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年3月まで

私は、昭和52年10月*日に結婚し、その後、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料をさかのぼって納付できるとアドバイスされ、私と妻の二人の保険料を20歳までさかのぼって現金で納付した。窓口で領収書の発行を求めたが、「年金手帳の記入が領収書の代わりです。」と言われ、領収書を渡されなかった。この時の納付について、当時、妻と会話を交わしたことを私も妻も明確に覚えている。その後の保険料納付は妻が担当しており、私が国民年金保険料を納付したのはその一度だけであり、間違えることはあり得ない。この際の納付記録が年金記録では未納とされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月*日に結婚し、その後、市役所で夫婦に係る国民年金の加入手続を行った際、窓口で保険料をさかのぼって納付できる旨の説明を受け、妻と二人分の保険料を20歳までさかのぼって納付したことを明確に記憶しており、自身で国民年金保険料を納付したのは当該納付のみであるため、錯誤することはあり得ないと強く主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦が加入手続を行った時点は、申立人夫婦の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、同年11月ごろと推認され、申立内容と一致することから、さかのぼって保険料を納付したとする申立内容の信憑^{びよう}性は高いことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、申立期間以後、国民年金加入期間に国民年金保険料の

未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

これらのことを踏まえると、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月まで(2年間)については、市における申立期間当時の納付書の発行状況から、加入手続時点において、過年度納付書が発行され、申立人が当該期間の保険料を過年度納付により納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和44年8月から50年3月までについては、上記の加入手続が行われたものと推認される時点においては、時効により保険料を過年度納付できない期間となる上、特例納付も実施されておらず、保険料をさかのぼって納付することは制度上困難であり、申立人が当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から52年3月まで

私は、昭和52年10月*日に結婚し、その後、夫が市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料をさかのぼって納付できるとアドバイスされ、私と夫の二人の保険料を20歳までさかのぼって現金で納付した。この時の納付について、当時、夫と会話を交わしたことを私も夫も明確に覚えている。その後の保険料納付は私自身が担当しており、夫が国民年金保険料を納付したのはその一度だけであり、間違えることはあり得ない。この際の納付記録が年金記録では未納とされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月*日に結婚し、その後、申立人の夫が市役所で夫婦に係る国民年金の加入手続を行った際、窓口で保険料をさかのぼって納付できる旨の説明を受け、夫婦二人分の保険料を20歳までさかのぼって納付したことを明確に記憶しており、申立人の夫が国民年金保険料を納付したのは当該納付のみであるため、錯誤することはあり得ないと強く主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦が加入手続を行った時点は、申立人夫婦の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、同年11月ごろと推認され、申立内容と一致することから、さかのぼって保険料を納付したとする申立内容の信憑性は高いことがうかがえる。

また、申立人夫婦は、申立期間以後、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

これらのことを踏まえると、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月まで(2年間)については、市における申立期間当時の納付書の発行状況から、加入手続時点において、過年度納付書が発行され、申立人の夫が当該期間の保険料を過年度納付により納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年12月から50年3月までについては、上記の加入手続が行われたものと推認される時点においては、時効により保険料を過年度納付できない期間となる上、特例納付も実施されておらず、保険料をさかのぼって納付することは制度上困難であり、申立人が当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年10月まで

私は、A共済とB共済に加入していた期間の年金を一時金として受け取ってしまった。そのことを悔やむ気持ちと、それを知った母親が、「年金は大切だから、国民年金に加入して、保険料を納付しておきなさい。」と強く勧めたこともあって、長男を出産した後の昭和43年10月ごろに役場で国民年金の加入手続を行った。その時のことについては、生まれたばかりの長男を背負い、C畑の中を役場まで歩いて行ったことをはっきりと覚えているので、その時期を誤っていることは考えられない。また、保険料については、その後も同じ役場の窓口で納付していた。

ところが、60歳を迎えた平成11年に、そのD市で納付した国民年金の記録が一切無く、E市に転居してからの納付記録しか無いことを知った。そこで、その当時、直接、D市に問い合わせたが、同様の回答しか得られなかった。時間だけが過ぎていく中で、私自身も病気で余命数か月の宣告を受け、これが、最後の願いとの思いで、第三者委員会に申し立てることとした。このままでは、本当に納得できないし、心残りである。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和43年10月以降、申立期間を除き、未納期間は無い上、58年4月から61年3月までの期間及び平成9年4月から10年12月までの期間については、国民年金保険料を前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、A共済組合及びB共済組合に加入していた期間の年金を退

職一時金として受給したことについて、昭和 43 年 3 月に長男を出産した申立人の自宅を訪れた母親から、「退職一時金として年金を受給すべきではなかった。」と言われ、さらに、「年金は大切だから、今からでもせめて国民年金には加入し、保険料を納付しておきなさい。」と国民年金への加入を強く勧められたことを端緒とし、長男の首が据わった同年 10 月に、その長男を背負って、C 畑の中を役場まで歩いて行き、加入手続を行ったと主張しているところ、i) 申立人の主張のとおり、申立人は、34 年 6 月 17 日から 38 年 10 月 31 日までの期間は A 共済組合に、41 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間は B 共済組合に加入していたが、いずれの期間についても退職一時金を受給していることが確認できること、ii) 長男の出生日は 43 年 3 月であり、長男の首が据わった同年 10 月に申立人が加入手続を行ったとする時点と整合すること、iii) 申立人が加入手続を行ったとする当時、D 市によると、F 業が盛んであり、申立人宅と役場までの間には C 畑があったと考えられるとしている一方で、申立人がその後転居した E 市によると、F 業は皆無であるとしており、申立人の記憶は、D 市における固有の記憶であるものと考えられ、申立人の主張の信憑性^{びょう}は高い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、印紙を受け取っていた時期があったとしているところ、D 市によると、昭和 46 年 4 月までは印紙検認方式で収納していたとしており、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人は、今日の年金記録問題が予見されていない平成 11 年の時点において、既に、申立期間の納付記録が欠落しているとして、D 市に直接、記録訂正を求めていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月31日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月23日から同年10月15日まで
② 昭和43年4月11日から同年9月6日まで
③ 昭和44年7月31日から同年10月1日まで
④ 昭和45年5月1日から同年10月1日まで

私は、B社に昭和42年4月23日から43年9月5日まで勤務し、45年5月1日に再就職したが、記録では同社の厚生年金保険被保険者期間が、42年10月15日から43年4月11日までの期間と45年10月1日からの記録となっていることに納得できない。また、C社からA社に社名変更された44年7月31日から同年10月1日までの間の厚生年金保険被保険者期間が空白になっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、オンライン記録によると、A社は、昭和44年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間③当時は、適用事業所では無いことが確認できる。

しかしながら、A社の複数の元従業員の証言により、申立人は申立期間③において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社によると、同社はC社のD部門が独立して会社組織となったもので、A社が適用事業所となった際の被保険者23人のうち20人が申立人と同様にC社の厚生年金保険の被保険者資格を昭和44年7月31日に喪失していることが確認できる。そのうちの連絡がとれた者は、C社からA社へ間を空けずに勤務していたと証言しており、事業場も仕事内容も変化がなく、事業所名称が変更されたとしか認識していなかったと供述している。

さらに、商業登記簿によると、A社は昭和44年7月17日に法人登記していることが確認でき、前述のとおり同年7月31日以降同社で20人が勤務していたと認められることから、同社は、申立期間③において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

加えて、前述の被保険者20人のうち一人が所持する申立期間③に係る給与明細書によると、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記の元従業員が保管する給与明細書によると、申立期間③における厚生年金保険料控除額は、当該期間直後の厚生年金保険料控除額と同額であることから、申立人の昭和44年10月の標準報酬月額から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人は昭和42年4月23日にB社に入社したと主張しており、同社の元事業主の妻の証言により、申立人が勤務していたことは推認できる。しかし、元事業主の妻は、勤務期間は特定できないとしている上、同社は既に廃業しており関係資料も残っておらず、申立期間①当時の事業主及び元事業主ともに亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に被保険者資格を有する元従業員11人を把握し、聞き取り調査を行ったが、このうち元従業員3人は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、いつから勤務したのかは分からない。」、残る8人は、「申立人を記憶していない。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務期間及び勤務状況を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和42年10月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前に同資格を取得した旨の記載は確認できないほか、同記録において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立人は、昭和43年4月から専門学校に通学しながらB社に勤務し、同年9月5日まで勤務していたと主張しているところ、同社の元従業員3人は、「申立人は、当該期間も継続して勤務していた。」と証言しており、そのうち一人は、「申立人は、通学しながら勤務していた。」

と証言していることから、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、専門学校に通学するために早めに退社していたと供述していることから、勤務時間等が変わったことにより、同社が申立人の被保険者資格を喪失させる届出を行ったと考えられる上、その時期については、申立人が所持する専門学校に係る入学許可決定通知書から入学許可日が昭和43年4月10日であることが確認でき、同月11日に被保険者資格を喪失したこととなっているオンライン記録とも符合する。

また、B社は既に廃業しており、当時の状況を確認することはできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険の番号に欠番はなく、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間④については、申立人は、昭和45年5月1日にB社に再度入社したとしており、同日に同社の被保険者資格を喪失している元従業員は、「私が同社を退職する際に申立人が入社した。」と証言しており、申立人が申立期間④において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の元事業主の妻によると、申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は特定できないとしている上、同社は既に廃業しており関係資料も残っておらず、申立期間④当時の事業主及び元事業主ともに亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和45年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しており、それ以前に同資格を取得した旨の記載が確認できないほか、同記録において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、公共職業安定所が保管するB社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間は、昭和45年10月1日から48年9月30日までの期間であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

- 5 このほか、申立人が申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和37年3月22日にA社に入社して以降、平成18年9月30日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年5月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を27年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年12月31日から29年1月1日までの期間について、C社において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を29年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月30日から同年7月1日まで
② 昭和28年12月31日から29年1月1日まで

A社に約5年勤めていた。途中で退職したことはないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和27年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、C社において同年7月1日に同資格を取得、28年12月31日に同資格を喪失し、29年1月1日にA社において再度同資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

2 申立期間①については、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む8人が同日付けで被保険者資格を取得しているが、その内訳は、同年5月30日にA社において同資格を喪失している者が4人（申立人を含む。）、同年3月ごろにC社に入社したとする者が一人（元事務担当者）、中学又は高校を卒業してすぐの同年4月に

同社に入社したとする者が3人であり、いずれもC社が厚生年金保険の適用を受けるまでの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当該8人のうち、申立人を除く4人が、申立期間①当時、申立人と共に勤務していたことを証言している上、そのうちの元事務担当者は、「C社は、親会社であるA社と同じ敷地内にあり、C社に所属していた人の給料関係の事務は、A社の事務担当者が行っていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社及びC社で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和27年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は関係資料が無く不明であるとしている上、元事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②については、被保険者名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（全喪）日は、当初、昭和28年12月31日であったものが29年1月1日に訂正されていることが確認できるが、同社において被保険者であった上記の8人の資格喪失日は、いずれも28年12月31日と記入されており、このうちの一人（故人）についてのみ、資格喪失日が29年1月1日と訂正されているものの、オンライン記録では、同人の資格喪失日は28年12月31日のままとなっており、不自然な記録となっている。

また、当該8人全員が昭和29年1月1日にA社及び関連会社において被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所が記録管理を適切に行っていなかったと考えられ、C社の事業主は、同社が昭和28年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出を社会保険事務所に対して行った後、全喪日を29年1月1日に訂正する旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日は同日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、C社に係る昭和28年11月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年1月10日にA社に入社して以降、平成15年11月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和46年3月11日にA社に入社して以降、49年4月25日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し(昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和24年9月21日にA社に入社して以降、平成3年4月30日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和51年4月1日にC社（現在は、A社）に入社し、現在まで継続して同社で勤務しているが、61年3月21日付けで異動した際の厚生年金保険被保険者期間に1か月の欠落期間があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和61年3月21日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和61年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和46年4月3日にA社に入社して以降、47年5月15日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し(昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月23日から同年9月4日まで

私は、昭和37年7月2日にA社に入社し、62年11月30日に定年退職するまでの間、継続して勤務していたが、40年8月23日付けで同社D支店から同社C支店に異動となった際の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し(昭和40年8月23日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和30年4月1日から平成5年6月29日までA社で継続して勤務した。途中、同社C支店から同社D支店に転勤し、以後、退職するまで同支店で勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録表から、申立人が申立期間の前後を通じてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和31年8月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和31年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日、A社における資格取得日に係る記録を32年3月21日にそれぞれ訂正し、30年5月及び同年6月の標準報酬月額を1万円、32年3月及び同年4月の同月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
② 昭和32年3月21日から同年5月2日まで

私は、昭和28年4月17日にD社に入社し、子会社のA社において、出向派遣の形態で定年の平成3年8月21日まで勤務した。継続して勤務したので、厚生年金保険にも加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社において継続して勤務し（昭和30年5月21日に同社（E部門F工場）から同社C部門（同社G工場）に異動、32年3月21日に同社G工場内でC部門からH部門に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社C部門に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円、申立期間②に係る同月額については、A社に係る32年5月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料は残っていないので詳細は分からないが、

当時、会社側で何らかの手続き間違いがあったと思われる。」と回答していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年9月5日にA社に入社して以降、平成16年1月31日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年11月まで

私の成人式後に国民年金保険料を集金に来た。実家は、自営業で、店に来ていた集金人に、父親が家族の国民年金保険料を納付していたのに、私だけが国民年金に加入していなかったということに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者として昭和62年8月ごろに払い出されていることが確認できるが、それ以前に、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間に係る国民年金手帳を所持していた記憶も無いとしている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から49年12月まで

私は、昭和36年に退職し、37年7月に長女を出産して、同月に家族の将来を考え、国民年金の保険料を付加保険料を含めて納付した。昭和39年に長男が生まれて、一人を背負い、もう一人を抱いて、急な坂道を歩いて、市役所に出向き保険料を納付していた。

また、昭和50年1月に市役所の年金係に相談し、申立期間の納付済みを確認した上、平成4年まで保険料を納付すれば、満額支給されると説明を受けて、年金係がその内容を書いたメモを所持しているのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は昭和49年11月1日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日及び同手帳の発行日は、いずれも50年1月22日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間である。

また、昭和37年7月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、申立期間を通じて、共済組合員であり、制度上、任意加入となる申立人は、申立期間までさかのぼって国民年金の被保険者とはなれなかったことから、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない。

加えて、申立人は、昭和 50 年 1 月に市役所に出向き年金の相談をした時に受け取ったとするメモを所持しているものの、当該メモにより、申立期間の保険料が納付済みであったものと推認できる事情までうかがえない上、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)及び同保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日に A 社 B 工場に同僚 3 人と一緒に採用され、49 年 3 月末に同工場が閉鎖されるまでの間、継続して勤務していたと記憶している。

私の兄も、私の入社 6 か月後に A 社 B 工場に入社し、私と同時期に退職したが、兄の厚生年金保険被保険者記録があるのに対し、私の記録が全く無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日までの間、A 社の C 市内に所在した事業所において継続して勤務していたとしているところ、申立人は、同社に勤務するに至った経緯及び従事した業務内容を具体的に記憶しており、同社によると、資料は残っていないが、申立期間当時に C 市内に事業所があったとしていることから、申立人が同社の事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社によると、申立期間当時の人事記録等の資料は廃棄しているものの、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失確認通知書については、昭和 30 年ごろからのものを保管しており、当該資料を見ると、申立人の兄の氏名は確認できるが、申立人の氏名は確認できないとしている上、一般社員と勤務形態が異なる臨時作業員等については厚生年金保険に加入させていなかったことがあったとしている。

また、申立人が一緒に入社したと記憶する元同僚 3 人のうち一人については、オンライン記録によると、A 社に係る被保険者記録が無く、同社が保管する記録でもその氏名が確認できない上、残る元同僚二人については同社に係る被保

険者記録は確認できるものの、二人とも既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないことから、申立期間当時に同社に係る被保険者資格を有し、C市内の事業所に勤務していたとする元従業員二人から聞き取り調査を行ったが、二人とも申立人の記憶は無いとしている。

さらに、A社に係る健保記号番号順索引簿を見ると、申立期間当時に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月12日から同年4月1日までの期間について、D社に係る厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 10 月 21 日から平成 4 年 3 月 31 日に退職するまでの間、A 社（現在は、B 社）において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 10 月 21 日から平成 4 年 3 月 31 日までの間、A 社に継続して勤務したと主張しているが、B 社によると、申立期間当時の人事記録が残っていないため、申立人の勤務状況は不明であるとしている。

しかし、B 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人が平成 4 年 3 月 30 日に退職し、翌日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる。

また、B 社によると、給与は毎月 10 日に締め、翌月 25 日に支給し、厚生年金保険料は翌月控除としており、申立期間の賃金台帳が残っていないため確認できないものの、3 月 31 日に欠格喪失として届け出ていれば、3 月分の保険料を控除することはないとしている。

さらに、上記の確認通知書において申立人と同日付けで A 社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員二人（一人は、申立人と同じ課の勤務）によると、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人の退職日は記憶しておらず、自分自身の退職日についても、はっきりと記憶していない。」としている。

加えて、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間は、昭和 63 年 10 月 21 日から平成 4 年 3 月 30 日までの間であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 14 日から 46 年 4 月 20 日まで
② 昭和 49 年 8 月 26 日から 50 年 6 月 10 日まで

私はA社に昭和 39 年 4 月 1 日に入社し、54 年 4 月 1 日に退職するまで一度も会社を辞めていないが、途中二度にわたって厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。この欠落している期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 43 年 1 月 14 日に被保険者資格を喪失、同月 19 日に健康保険証を返納し、46 年 4 月 20 日に同資格を再度取得したことが確認できるが、当該期間における当該事業所に係る被保険者原票の健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせるような不自然な点は見られない。

また、当該事業所の事務担当者は、申立期間当時、従業員の厚生年金保険への加入は自由で、加入していない者からは保険料を控除していなかったと証言しているところ、社会保険事務所(当時)の記録及び元同僚の証言から、申立期間①当時に当該事業所で勤務していたとみられる従業員 10 人のうち、6 人が在職中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること(そのうち二人は後に再度資格を取得)が確認できることから、当該事業所では、申立期間①当時、従業員の厚生年金保険への加入について、事務担当者の証言のとおり取り扱っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間①当時、当該事業所で勤務していた複数の元従業員及び事業主は、「申立人は当該事業所をいったん辞めて再度入社していたのでは

ないか。」と証言しており、申立人の申立期間①における勤務状況を確認することができない。

- 2 申立期間②については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等の社会保険事務所への届出書類の控えによると、申立人が、昭和49年8月26日に被保険者資格を喪失（同月25日に健康保険証を回収）し、50年6月10日に再度同資格を取得（同日雇入）した旨が記載されており、これらの日付は社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立期間②において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を見ても、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせるような不自然な点は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における船員保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月26日から58年7月1日まで

A社やB社では、社会保険等の事務処理をすべて私が行ってきたが、関係書類は事業廃止の際に処分してしまった。申立期間の船員保険の記録が無いのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者別被保険者名簿によると、A社（船舶所有者の記号は「*」）は昭和54年*月*日に船の沈没により船員保険の適用事業所でなくなっていること（全喪）、及び同年2月26日には申立人の被保険者証が返納されていることが確認できる。また、同年7月1日にA社（同「*」）が再び船員保険の適用事業所となっているが、当該事業所では申立人の記録は無く、当該事業所は58年2月1日に全喪している。それと同時に、B社（同「*」）が新規適用を受けているが、申立人のB社における船員保険被保険者資格取得日は同年7月1日であることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

また、法人登記簿謄本によれば、申立期間当時のA社の代表取締役は申立人であり、B社の代表取締役は申立人の弟となっているが、申立人はいずれの事業所についても、社会保険の手続等のすべての事務を自身で行っていたと供述している。

さらに、申立期間当時、A社において船員保険被保険者であった10人（被保険者期間はそれぞれ異なる。）は、申立期間当時に申立人と一緒に乗船していたこととともに、申立人は事業主であり、かつ事務担当者であったと証言している。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか

を判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで

私が勤務していたA社（現在は、B社）の給与は年俸制で、年俸額の変動は賞与の額で調整していたため、毎月の給与はずっと 60 万円であったにもかかわらず、オンライン記録では、それまで 53 万円であった標準報酬月額が、平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 6 月末日までの期間については 47 万円に 2 等級減額されている。

私は、当時から、毎月の給与明細を確認していたが、給与が減額されていた事実は全くないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された関係資料によると、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 3 年 3 月は 53 万円（厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）、同年 8 月は 47 万円（厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書）、5 年 7 月は 53 万円（厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）となっており、それぞれオンライン記録と一致している。

また、B社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（同被保険者報酬月額変更届の控え）」によると、A社が、申立人の平成 3 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額を、それまでの「664,490 円」から 20 万円減額し、それぞれ「464,490 円」とした旨の届出を同年 8 月 12 日付けで行ったことが確認でき、その届出により、同年 8 月からの標準報酬月額が 47 万円と決定されたことが確認できる。

このことについて、B社は、「当初、年俸額を 12 等分して月々支給する予定であったものを、賞与と給与に分けて支払う方法に変えたことにより、改定を行ったと思われる。」と回答している。

このように、A社では、年俸制の給与体系の内容を変更した結果、申立人に

係る標準報酬月額を改定したものと推認でき、その処理に誤りはないことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、該当年度に適時処理されており、遡^{そきゅう}及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、複数の元同僚についても、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額より低くなっていることが確認できる。

加えて、複数の元同僚に照会したが、給与が減額されたこと等、当時の給与体系に係る詳細な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 30 日まで

私は、A社で昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 30 日まで働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 30 日まで勤務したと主張している。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者原票によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 7 月 1 日に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 7 人、同年 8 月 1 日、同年 10 月 24 日、同年 10 月 30 日及び同年 11 月 1 日に同被保険者資格を取得した者がそれぞれ一人確認でき、そのうち所在が確認できた 6 人に当時の状況を照会し、5 人から回答があった。このうち、申立期間の直前に申立人が勤務していたB社から、A社へ転職した二人は申立人を覚えており、そのうちの一人は、「B社からA社へ申立人と一緒に移ったのは、40 年 3 月ごろであることは覚えているが、申立期間において申立人が勤務していたかは覚えていない。移ってしばらくの間、厚生年金保険料は控除されていなかった。その後、自分の厚生年金の記録どおり、41 年 7 月から控除されていたはずである。」旨証言している。

さらに、上記の被保険者原票には、申立人の氏名は記載されておらず、整理番号の欠番等も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月26日から55年1月7日まで
昭和49年から平成5年まで継続して勤務していました。その間、53年12月26日から55年1月7日までの期間が欠落しています。調査の上、年金記録の回復をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

元同僚は、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと証言しているものの、同社は、既に廃業している上、申立期間当時の事業主も死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和49年11月8日に整理番号*番で厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年12月26日に同資格を喪失したことが確認できる上、同原票の被保険者証交付等記録欄には、被保険者資格の喪失時に健康保険証が社会保険事務所(当時)に返却されたことを意味する「返納」の記載が確認できる。さらに、同原票を見ると、申立人は、55年1月7日に被保険者資格を整理番号*番で再取得しており、厚生年金保険進達記録欄には、同資格の取得届を同年1月26日に社会保険庁(当時)に進達したことが確認でき、当該資格取得時において使用された厚生年金保険手帳記号番号は、申立人が他の事業所において37年に厚生年金保険被保険者資格を取得した時に払い出された、本人のみが知り得ていた同手帳記号番号であることが確認できる上、上記の整理番号*番で厚生年金保険被保険者資格を取得した時に払い出された同手帳記号番号は55年2月20日に取り消され統合されていることが確認できる。

加えて、公共職業安定所が発行した、申立人に係る「雇用保険被保険者資格取得時届出確認照会回答票」を見ると、申立人は、A社において雇用保険の被保険者資格を昭和53年12月26日に喪失し、55年1月7日に再取得している

ことが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、A社に係る厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 9 日から同年 2 月 5 日まで

私は、昭和 53 年 1 月から平成 15 年 7 月まで、A 社で勤務してきた。社会保険庁(当時)の記録では、私は厚生年金保険の被保険者資格を昭和 53 年 2 月 5 日に取得したことになっているが、それは誤りである。

私の企業年金給付金請求書には、A 社の入社年月日が昭和 53 年 1 月 9 日と書かれており、同社はこれを正しいものと認めているので、これに合わせて、厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の企業年金給付金請求書(写)によると、A 社の代表取締役名と同社の届出印の押印があり、申立人の入社年月日は昭和 53 年 1 月 9 日と記載されていることが確認できる。

しかし、A 社が保管している申立人に係る労働者名簿によると、雇入年月日は昭和 53 年 2 月 5 日と記載されている上、雇用保険の記録における申立人の資格取得日も同日であることが確認できる。

このことについて、A 社は、「企業年金給付金請求書に申立人の入社年月日が昭和 53 年 1 月 9 日と記載されている理由は、申立人の企業年金については、期間計算における端数処理の関係上、入社日が同年 2 月 5 日の場合は加入期間が 24 年、同年 1 月 9 日の場合は 25 年となるため、当該請求事務を行った平成 15 年当時、本人が少しでも多く年金が受け取れるように、本人が主張したとおり 53 年 1 月 9 日入社と記載したものである。しかし、労働者名簿等の資料から、申立人の入社年月日は昭和 53 年 2 月 5 日であると考えられることから、厚生年金保険の資格取得日は同日で間違い無い。」としている。

また、複数の元同僚に照会したが、申立期間について申立人が在職していたかどうか分からないとの回答のみであり、また、そのうちの一人は「企業年金加入日と入社日は異なっていたのではないか。」とも証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から26年4月1日まで

私は、入社当初から健康保険証の交付を受け、医者にも行った記憶がある。また、提出した表彰状のとおり、昭和25年7月1日からA社に勤務していたことは間違い無く、私は正社員として入社し、試用期間も無かったため、記録が無いことに納得できない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和31年7月1日にA社（現在は、B社）から授与された表彰状及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和26年4月1日）と同日に、同被保険者資格を取得している者が84人確認でき、そのうち、所在が確認できた16人に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、8人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該8人のうち5人は、入社したとする日と同被保険者資格の取得日が3か月から2年程度相違していることについて、「当時、臨時雇用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言している。

また、B社によると、申立人が在籍していた事実は確認できたが、申立期間が約60年前であるため、紙による資料、データは現在残っておらず、当時の詳細については不明であるとしている上、元同僚の証言によると、当該事業所の当時の事務担当者は既に亡くなっているとしており、申立期間当時の状況が確認できない。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番等はなく、申立人の記録の欠落を

うかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月ごろから 24 年 8 月 1 日まで
A社に勤めていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む9人が昭和24年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、このうちの二人が、申立人と一緒に20年10月ごろから同社で働いていたと証言していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、別の元従業員が、「A社には第1工場から第5工場まであり、勤務場所が違っても同じ会社でも社員の名前は分からない。130人くらいの人が働いていた。」と証言しているところ、上記被保険者名簿により、昭和24年5月1日の時点での同社の被保険者数は20人であることが確認できることから、申立期間当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

また、申立人と一緒に働いていたとする上記の二人は、厚生年金保険に加入する前の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えておらず、このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から同年12月10日まで

私は、A社（現在は、B社）C工場に昭和25年10月1日付けで臨時工として採用され、41年2月11日にD社に出向、平成5年4月1日に同社を定年退職したが、定年前に社会保険事務所（当時）で年金に関する説明を受けた際、入社年月日が間違っていると指摘したのに被保険者記録は変更されなかった。その後会社に確認したところ、入社年月日は昭和25年10月1日との回答を得たので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する関係資料及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和25年10月10日からA社C工場で臨時工として勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人の被保険者資格取得日は昭和25年12月10日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人がA社C工場で共に勤務していたと供述している申立期間当時の元同僚の一人は、「臨時工として入社し、2か月の試用期間後、被保険者資格を取得してから厚生年金保険料が控除されるようになり、そのとおりの記録である。」と証言している上、オンライン記録により、昭和23年5月から31年12月までの間に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる別の元従業員5人も、「臨時工として入社後、2、3か月の見習い期間及び臨時工の期間（最長2年8か月）を経て本工（正社員）になった。被保険者資格は見習い期間の終了後に取得した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所では、臨時工とし

て入社した従業員については、入社後ある程度の試用期間を設けていたとみられ、申立人についても同様の取扱いがなされたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 7 月 15 日にA社を退職し、約 3 か月後の同年 10 月に、同社に再度、正社員として勤務した。病気になったことがあり、健康保険証を使用した記憶があるが、63 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の記録が欠落している。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（以下「確認通知書」という。）から、申立人が申立期間の前後（昭和 57 年 7 月及び同年 8 月を除く。）を通じて同社で継続して勤務していたことが認められるものの、当該賃金台帳によると、申立期間を含む 56 年 4 月から 63 年 4 月までの間、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所が保管する上記確認通知書を始めとする社会保険事務所（当時）への届出書の控えによると、申立人は、当該事業所において昭和 56 年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、63 年 4 月 1 日に同資格を再度取得したことが確認できるが、これらの日付は社会保険事務所の申立人に係る記録とすべて一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 8 日から 42 年 2 月 26 日まで

私が 65 歳になる少し前に、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録の調査を依頼したところ、A 社（現在は、B 社）で勤務していた期間についての厚生年金保険の加入記録が確認されたが、その後、当該加入期間については、脱退手当金が支給済みになっていると知らされた。

A 社を退職する際に脱退手当金についての説明は無く、受給した記憶もないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 40 年 1 月 8 日の前後（39 年 9 月から 40 年 3 月まで）に同資格を取得した女性 50 人（申立人を除く。）について脱退手当金の支給状況を調査した結果、このうち 17 人が脱退手当金を受給しており、この 17 人に対して文書により照会したところ、回答があった 10 人中 3 人は、脱退手当金について、「事業所の総務担当者から、厚生年金保険からの脱退を勧められ、事業所が請求した。」「事業所が請求し、事業所から自宅に送金された。」「知らないうちに事業所が請求していて、事業所から現金書留で送金された。」と具体的に証言している。

また、B 社には、退職者に必要な諸手続を確認するために作成した退職者名簿が、昭和 44 年以降の退職者分のみ現存しており、当該名簿の項目の中には脱退手当金の支給の有無を確認する欄が設けられている。同社によると、「申立期間当時においても同様の退職者名簿が存在し、事業所が、脱退手当金の請求事務に関与していたことは間違い無い。」としている。

以上のことから、A 社が、申立期間に係る脱退手当金を代理請求していた可能性は否定できない。

さらに、A社の被保険者原票を見ると、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、退職金についても、A社から受給した記憶は無いとしているが、B社が保管している申立人に係る従業員台帳及び退職事務処理手続表によると、申立人に退職金5,776円が支給されていることが確認でき、申立人の記憶に曖昧な点も見受けられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年7月31日まで
社会保険庁(当時)の記録には、私がA社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落している。
B社発行の社員在籍証明書や確定申告書(控)などを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社C支店に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及びB社が発行した在籍期間証明書により確認できる。

しかし、申立人から提出された確定申告書(控:平成6年から8年まで)及び給与所得の源泉徴収票(平成8年)に記載されている社会保険料控除額は、給与額と当時の保険料率からみると、その中に厚生年金保険料を含んでいる金額であるとするには著しく低額であるため、申立期間のうち、少なくとも平成6年から8年までの間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間において、一週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者が該当する短時間労働被保険者であったことが確認できるが、B社では、「雇用保険の短時間労働被保険者であった場合、当社の厚生年金保険適用基準である1か月の就業時間が120時間以上に達しないため、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」としている。

さらに、複数の元同僚は、申立期間当時、A社C支店では、雇用保険と健康保険のみに加入することがあったと証言している。

加えて、申立人は、申立期間中の平成8年*月*日に65歳に到達するため、当時の厚生年金保険法の規定により、その翌日以降は、厚生年金保険の適用除外となる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 22 日まで

昭和 29 年 4 月から A 社で働いた。4 年後、B 社に入社し、35 年 12 月まで会計業務を経験した。申立期間について、私の年金記録が無いことに納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社（現在は、C 社）において勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社は、法人設立後の昭和 47 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用前の期間であるため、申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い上、現在の C 社の代表者は、「当時在籍していた者は既に亡くなっており、50 年以上前の資料も保管しておらず、申立人に関する状況は不明である。」と回答しており、申立人の A 社における勤務期間は特定できず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 1 月 1 日に、申立人が記憶する代表者を含む 5 人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、当該 5 人は死亡又は所在が不明のため、申立人が申立期間①において勤務していたこと等を裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和35年11月22日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用前の期間である上、複数の元同僚は、「当初、同社は個人事業であり、社会保険の適用を受けていなかった。」、「同社の厚生年金保険の加入は、35年11月22日からである。私の記録もその時点からであり、それ以前の記録は無い。給与から厚生年金保険料の控除も無かった。」旨、それぞれ証言している。

また、B社は既に廃業しており、申立期間②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から54年3月16日まで

私は、昭和41年から54年までの14年ほど、A社で勤務し、B工場には2年間通勤したので、53年3月31日から54年3月16日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言により、申立人の申立期間前後の実際の勤務地は、C社（A社の部門が独立分社化）であったこと、及びC社の社会保険関係の事務はA社が行っていたことが推認でき、また、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社に在籍していたとする元従業員の厚生年金保険被保険者記録はA社におけるものであることが確認できる。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる45人に申立人の申立期間における在籍状況等について照会し、31人から回答があったものの、申立人が申立期間に勤務していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、複数の元同僚が、「昭和53年にA社の本社がD市からE市へ移転し、工場がF県のG工場に集約されることに伴い、C社がD市からH市へ移転（閉鎖登記簿謄本によると、同社は同年4月1日に本店をD市からH市へ移転）する際、工場勤務の女性従業員が多数退職し、申立人はその時期に退職したはずである。」と証言している。

また、A社は、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」及び「同喪失確認通知書」を保管しており、記載されている被保険者資格の得喪日は、オンライン記録の得喪日と一致している。

さらに、雇用保険の記録から、申立人はC社を昭和53年3月30日に離職したことに伴い、同年4月6日に求職の申し込みをし、同年5月4日から54年

1月11日まで雇用保険の受給資格決定を受けていることが確認できる。

加えて、A社が加入している健康保険組合によると、資格喪失してから10年で資料を廃棄しているため、申立人の記録は保管していないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から49年4月1日まで

役場職員の者に勧められて、A社の工場に勤めることになり、夫婦一緒に同じ期間、同じ場所で勤務した。夫は同社B工場の責任者で、私は作業等を指導するなど、夫婦共に8年余り勤務したにもかかわらず、私と夫の厚生年金保険被保険者期間が異なっている。申立期間当時の会社の慰安旅行の写真も残っており、勤務していたことは間違い無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月1日から49年3月末までA社で夫と共に勤務していたと主張しており、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄を見ると、健康保険証が返納されたことを示す「証返」の押印がなされている上、雇用保険の記録においても、申立人は昭和44年4月20日に同社を離職していることが確認できる。

また、申立人は、「私の夫が工場に勤務する者の給与額を計算していたが、我々夫婦の給与は社長が別に計算していた。」としており、申立期間当時、A社で勤務していた元従業員の一人は、「当時は会社の業績も良く、社長や社会保険関係手続の担当者は、不正なことをするような人ではなかった。」と証言している。しかしながら、申立期間当時の同社の社長及び社会保険関係手続の担当者は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができず、他の元従業員からも申立人が保険料を控除されていたことに関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月5日から34年8月20日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和34年8月20日となっているが、私が同社に入社したのは29年10月5日である。その日から34年8月20日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社(現在は、B社)が保管する申立人に係る同社C支店の職員カードによると、上部に「S29.10.5」と記載されており、また、同社が保管する申立人に係る労働者名簿の「雇入」欄及び発令簿(転務)の「発年月日」欄には、昭和29年11月5日と記載されていることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間が合併前のA社での勤務に係るものであるため、上記以外の資料は残っておらず、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除の有無について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった昭和29年5月1日付けで整理番号*番から*番までの24人が、34年8月20日付けで*番から*番までの58人(申立人は*番)が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その間に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない上、被保険者資格の取得日が34年8月20日である元従業員58人のうち、所在が確認できた20人に採用年月日を照会したところ、回答のあった16

人全員が申立人と同様に被保険者資格の取得日より前に採用されていることが確認できる。このことから、同社では、一定期間内に採用した者を34年8月20日にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、昭和29年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち、所在が確認できた5人、及び34年8月20日に同被保険者資格を取得している上記の元従業員20人に対して、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び給与明細書の所持の有無について照会を行い、21人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、申立期間に係る給与明細書を所持している者はおらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 21 日から 33 年 8 月 31 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、私が A 社で勤務していた昭和 27 年 4 月 21 日から 33 年 8 月 31 日までの厚生年金保険の加入期間については、同社を退職後に脱退手当金が支給されたことになっている。
私には、脱退手当金を請求した記憶はまったく無い上、会社の退職金等も受け取った覚えが無いので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立期間当時、退職する従業員には、脱退手当金の制度について説明し、支給額を計算して厚生年金保険被保険者台帳に記録した上で、脱退手当金の請求手続に必要な裁定請求書等の書類を渡していた。」としているところ、同社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を意味する「脱手」の表示のほか、法定支給額の「13,074-」の記載が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 33 年 11 月 28 日）は、公的年金制度における通算年金制度創設（36 年 4 月 1 日）前であり、退職に伴い脱退手当金を受給することが通常であったところ、A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日で、同資格喪失日が申立人の前後 2 年以内であった、脱退手当金の受給要件を満たす同僚 37 人（申立人を除く。）のうち、32 人が脱退手当金を受給していることが確認でき、これら受給者の同資格喪失日から脱退手当金の支給決定日までの期間は、9 か月である一人を除く全員が 4 か月以下であることを踏まえると、同社の証言どおり、当時は退職する従業員に対し、脱退手当金の説明が行われ、退職者の多くが、同社の説明に沿って、脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、A社から退職金を受け取った記憶も無いとしているが、同社が保管する申立人に係る退職給与引当金明細及び結婚祝金申請書から、申立人に退職金及び結婚祝金が支給されていることが確認でき、申立人の当時の記憶が曖昧であることがうかがえる上、脱退手当金を受給した覚えは無いとする申立人の主張以外に、申立期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 9 日から 34 年 8 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 34 年 8 月 20 日となっているが、私が同社に入社したのは 30 年 2 月 9 日である。その日から 34 年 8 月 20 日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社(現在は、B社)が保管する申立人に係る労働者名簿の「雇入」欄及び発令簿(転務)の「発年月日」欄に、昭和 30 年 2 月 9 日と記載されていることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間が合併前のA社での勤務に係るものであるため、上記以外の資料は残っておらず、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除の有無について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった昭和 29 年 5 月 1 日付けで整理番号*番から*番までの 24 人が、34 年 8 月 20 日付けで*番から*番までの 58 人(申立人は*番)が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その間に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない上、被保険者資格の取得日が 34 年 8 月 20 日である元従業員 58 人のうち、所在が確認できた 20 人に採用年月日を照会したところ、回答のあった 16 人全員が申立人と同様に被保険者資格の取得日より前に採用されていること

が確認できる。このことから、同社では、一定期間内に採用した者を 34 年 8 月 20 日にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち、所在が確認できた 5 人、及び 34 年 8 月 20 日に同被保険者資格を取得している上記の元従業員 20 人に対して、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び給与明細書の所持の有無について照会を行い、21 人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、給与明細書を所持している者はおらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。